

各位

公益社団法人 日本ニュービジネス協議会連合会

第 6 9 回理事会（書面決議）の内容につき、下記のとおりお知らせ致します。

記

1. 理事会の決議があったものとみなされる日

2026 年 8 月 27 日

2. 理事会の決議があったものとみなされる事項の内容

第 1 号議案 事務所移転及び所在地の件

事務所移転に伴い、主たる事務所の所在地変更登記を要するところ、
当該変更登記のための理事会決議が必要となるため、移転先の主たる
事務所の所在地を下記のとおり定めることについて決議する

・新所在地 東京都文京区湯島四丁目 1 番 16 号 3-01

・移転年月日 令和 8 年 9 月 1 日～9 月 15 日の間

3. 決議事項を提案した理事

代表理事 池田 弘

4. 理事総数 30 名 監事総数 2 名

回答理事数 30 名 回答監事数 2 名

<理事の氏名>

池田弘	青木正之	浅倉俊一	井川幸弘	宇尾野隆
大塚訓平	大塚雅一	大山健太郎	小野兼資	神山治貴
久礼亮一	小松範行	佐々木茂喜	塩井保彦	清水栄一
下村朱美	庄司正英	永井淳	中谷憲正	南場智子
貫正義	長谷川博和	日比野三吉彦	三木康弘	湯川智子
吉井信隆	吉原直樹	林書緯	若林順平	荒木匠

<監事の氏名>

梅田常和 和田正

5. 議事録作成者

業務執行理事 荒木匠

6. 議事

2026年7月29日、電磁的方法により理事・監事全員に第69回理事会の案内（書面決議、回答締切日2026年8月10日、第69回理事会（書面決議）の議案についてのご説明を出した。

その後、理事の全員から「同意書」（提案された議案について書面を以って理事会の決議を行うことに同意する件、及び同議案の内容を可決承認する件）を受領したので、その旨を監事に報告したところ、監事2名より「当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすことに異議を述べない」旨の書類（確認書）の提出が2026年8月27日にあった。

よって同日付けを以って、理事会の決議があった日とした。

以上、定款第33条2項の規定により、理事会の決議があったものとみなされるので、これを証する為この議事録を作成し、会長並びに監事は次に捺印する。

※詳細に関しましては、事務局にて「議事録」が備え付けられています。

＜事務局＞03-3584-6077